

生徒心得

生徒のみなさんが本校に入学し勉強している現実を認識し、民主主義の精神に則り、自己の努力により自己を律して楽しい毎日を送り平和な学校を建設するために、日々の生活の指針となるように、ここに生徒心得を制定する。

第一章 総 則

- 一 常に本校の生徒であることを自覚し、学則に従い、勤勉かつ積極的に学習すること。
- 二 民主主義の真意に則り、権利を主張するだけでなく、義務と責任を重んじること。
- 三 自由の真意を理解し、規律を重んじ礼儀正しくすること。
- 四 高尚な趣味と優雅な精神を養うこと。
- 五 華美をつつしみ、ぜいたくに陥らぬこと。
- 六 学ぼうとする意欲に燃え、希望と若さにあふれた生活を送ること。
- 七 生徒会に入会し、その目的を達成するよう努力すること。

第二章 細 則

一 学習

- 1 学習は生徒の生命であることを自覚し、最善の努力をすること。
- 2 学習はすべて自主的積極的にいき、疑問・不明の個所を後にもち越さないように留意すること。
- 3 常に教室の環境整備に留意すること。
- 4 家庭においても、十分に時間の活用を図ること。

二 出欠席

- 1 欠席・遅刻・早退・欠課等があらかじめ明らかな場合は、事前に保護者から学級担任に届出ること。
- 2 欠席した生徒が欠席後初めて登校する時は、生徒手帳に理由を記して、保護者から学級担任へ届出ること。また、長期欠席者は、欠席期間中その状況を随時学級担任に連絡すること。
- 3 生徒服喪の期間は次のとおりである。
父母…………… 7 日
祖父母・兄弟・姉妹…………… 3 日
その他近親…………… 1 日
- 4 遅刻したときは、必ず所定の用紙に理由を明記し、職員室で必ず印（学年対応）をもらい、授業担当者に提出すること。
- 5 体育授業等の見学は、事前に授業担当者に届出て許可を受けること。
- 6 登校後の外出は認めない。やむを得ず外出するときは学級担任等の許可を受けること。
- 7 早退するときは、学級担任等の許可を受けること。所定の用紙に理由を明記し、職員室で印をもらい帰宅し、後日登校時に学級担任に提出すること。

三 登校下校

- 1 8時40分までに登校し、17時までに下校すること。
- 2 下校時刻後に残留するものは、教職員の指導に従い行動し、19時には必ず下校すること。
- 3 休業日に登校して、校舎内外を使用するものは、教職員の指導に従い行動し、終了後は、器具・教室等の整頓をしておくこと。
- 4 制服でバイク・自動車の運転をしないこと。また、バイク・自動車を自ら運転して登下校しないこと。
- 5 特別な事情がない限り、バイク、自動車に同乗しての登下校はしないこと。
- 6 自転車を利用して登下校する際は、所定の許可願いを提出し、許可を受けた後所定のステッカーを貼付し、利用すること。利用に当たっては駐輪場所等の指導を守り安全運転に心がけること。

四 礼儀

- 1 校内外において、常に本校生徒としての自覚をもち、礼儀正しくすること。
- 2 目上の方に対して敬意を表し、生徒相互間においても挨拶を交わすよう心がけること。
- 3 言語は明晰にし、乱暴な言葉づかいはしないこと。
- 4 校舎内でみだりに騒がないこと。
- 5 目上の方に会った時は会釈をする。特に来賓には礼を失することのないように心がけること。

五 服装

服装は規定に従い常に清潔を保ち、品位を失わず、落ち着いた学校の雰囲気乱さぬようにしなければならない。（別掲参照）

1 制服

イ 男子は黒詰襟の標準学生服、女子は所定の制服を着用する(変形は認めない)。校章、学年章、ボタン等、所定のものをつける。男子の学生服については、ソフトタイプの襟のものとする。シャツについては、男子は従来どおり白無地の市販品とする。女子については、指定された薄いブルーのシャツとする。

ロ 夏季上着を着用しない場合(時期はその都度示す)は、所定の夏服(男子は半袖ワイシャツ、学校指定ポロシャツ、女子は所定の半袖シャツ、学校指定ポロシャツ)を着用してもよい。

ハ やむを得ず異装する場合は、学級担任に届け出て指導・許可を受けること。

2 移行期間

6月1日～9月30日までを夏季服装期間とし、前後2週間を移行期間とする。

3 オーバー類

冬季オーバー・コート類を着用する時は、華美なものにならないようにすること。セーター、カーディガン、ベストを着用する場合は、制服の下に着用すること。セーター、カーディガン、ベストの色は白・黒・紺・ベージュ。グレー・茶などの華美にならない色の無地とする。

4 靴

登下校は、革靴、運動靴のいずれかを使用し、教室内では校内履きをはくこととし、革靴は所定の場所に置くこととする。校内履きについては体育館履きやグラウンドシューズとの併用はもちろんのこと、サンダル、スリッパ、および、それに類するもので学校生活にふさわしくないものは、使用を認めない（この判断は学校が行う）。

5 染髪は禁止とする。

六 集会等

- 1 集会を催す場合は、学級担任・クラブ顧問又は関係職員に届出て指導を受けること。
- 2 掲示物は担当職員の下承を受け、指定の場所に掲示すること。
- 3 出版・放送は事前に教職員の指導を受け、印刷物の配布に当っては学級担任等に届出ること。

七 所持品

- 1 必要以外の金銭、不相応な品物等を持ってこないこと。
- 2 学年、組、氏名を必ず明記しておくこと。
- 3 物品を紛失あるいは拾得した時は、直ちに担任又は生活保健グループの先生に届出ること。
- 4 体育授業時間等においては、貴重品の管理は保健体育科の教員の指示に従うこと。

八 物品取扱い

- 1 物品の使用は必ず保管者又は所有者の許可を得ること。また、使用後は所定の場所に整理して返納すること。
- 2 校舎備品は丁寧に取扱い、落書・破損・汚損、紛失のないように注意すること。
- 3 破損した場合は関係職員に届出て、原則としてこれを弁償すること。

九 校内生活一般

- 1 許可なく火気を使用しないこと。
- 2 掲示物、伝達事項の放送等によく注意すること。
- 3 食事は所定の時間に、所定の場所で行うこと。
- 4 授業中は、担当教員の指示がある場合を除き、携帯電話等の電源は切りカバンの中にする。

十 校外生活一般

校外においては常にその言動に留意し、母校の名誉と伝統をけがすことのないよう心掛けること。

- 1 飲酒・喫煙等の禁止はもちろんであるが、遊技場の出入も厳につつしむこと。
- 2 旅行は、事前に所定の用紙により学級担任に届出て指導を受けること。
- 3 本校の生徒として活動する場合は、教員の引率指導をあくまで受けること。
- 4 アルバイト、運転免許証取得については、保護者とよく相談の上、必ず下承を得て行うこと。また、保護者を通して学級担任に届出て指導を受けること。

十一 交通安全

交通安全について、「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」を推進する。

「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」

1 考え方

「生命尊重」と「遵法」及び「思いやり」の精神を基盤とした態度・行動と車両運転や危険予測などの知識や技能を身に付け、小・中・高各段階での系統的な交通安全教育を通して、自らが交通社会の一員としての社会的責任を自覚し、交通事故の防止に向けて主体的に考え行動することができるようにし、生涯にわたって「くるま社会」を生きる力を育成することを理念とします。

2 小・中・高の各段階で、共通に取り組むこと

保護者と学校とが相互に連携・協力しつつ、それぞれの役割を果たします。保護者は子どもの交通安全について話し合い保護者の立場と責任を認識し、学校との連携を図ります。また、学校・保護者ともに地域・関係機関と協力・連携して具体的な指導に努めます。

3 背景

昭和55年、県では高校生の二輪車死亡事故を防止するため、「4+1ない運動」を実施しましたが、その後も死亡事故が増え続けたことから、禁止・規制の方向性を見直し、高校生自身が主体となり、学校・保護者・地域が相互に協力連携しつつ支援していく「かながわ新運動」を、平成2年度より展開。以降、高校生の死亡事故は確実に減少していきました。

平成12年度からは、「神奈川県学校交通安全教育推進会議」を結成し、小・中・高等学校も含めて総合的に交通安全推進運動を展開。しかし、「かながわ新運動」が高校生の二輪車事故防止のイメージが強いことや、各学校では加害事故を含めた自転車事故の発生が多いことなどから、この運動を見直すことになりました。

主な“ねらい”

【態度・行動】

- 生命の尊さと交通安全の責任及び交通ルールとマナーの重要性を自覚してこれを遵守するとともに、交通社会の一員として、思いやりと責任ある行動が常にとれるようになる。

【知識・技能】

- 主に自転車及び二輪車等の運転者として安全に道路を通行するために必要な総合的知識と技能を習得する。
- 道路及び交通の状況に応じて安全に通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避する意識及び能力を高める。

(1) 生徒の取組

- ・ 二輪車・自動車等の運転者として、交通社会に幅広く参加することができる年齢に達することから、よりよい交通社会を作っていくという意識のある「交通社会人」としての自覚をもって行動する。

- ・交通安全に関する生徒会活動などの校内行事や、地区高校生大会等の校外行事に主体的に参加する。

(2) 保護者の取組

- ・子どもと免許取得や交通社会における責任と現状等について話し合うとともに、出かける際の「ひとこえ」を心がける。また、自ら模範的行動を実践する。
- ・交通安全に関する行事などに主体的に参加し、学校や地域と常に連携・協力する。

(3) 学校の取組

- ・中学校からの接続を踏まえるとともに入学年次及びそれ以降を見通し、発達段階と事故の状況に応じ、卒業後の、交通社会の一員としての生活を見据えた系統かつ統合的な交通安全教育計画を立案し実施する。
- ・免許取得状況の把握と事故等の状況に応じてヤングライダースクールや自転車安全利用実技講習会等を計画的に実施し、生徒の参加を促進する。

十二 その他

1 諸届欄以外の用紙は次のように準備されている。

イ 遅刻届は職員室前

ロ 運転免許取得届、アルバイト届等は職員室。

ハ 定期券関係、旅行関係等は事務室。

2 金銭の徴収は必ず学校から保護者宛の通知を出して行うこと。